

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公開番号】特開2006-106641(P2006-106641A)

【公開日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2006-016

【出願番号】特願2004-296962(P2004-296962)

【国際特許分類】

G 10 H 1/00 (2006.01)

G 10 G 1/02 (2006.01)

G 10 H 1/18 (2006.01)

G 10 H 1/46 (2006.01)

【F I】

G 10 H 1/00 102Z

G 10 G 1/02

G 10 H 1/18

G 10 H 1/46

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月16日(2008.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数トラックの演奏データからなる楽曲データを記憶する記憶手段と、

1又は複数のトラックを指定する指定手段と、

前記指定手段により指定されているトラックの試聴の指示を受け付けるための操作子と、

前記試聴の指示がなされた場合に、前記楽曲データのうち、前記指定手段により指定されているトラックの演奏データを再生すると共に、その他のトラックの演奏データを、前記指定されているトラックよりも小さい音量で再生する再生手段とを設けたことを特徴とする電子音楽装置。

【請求項2】

請求項1記載の電子音楽装置であって、

前記楽曲データの内容に基づいて楽譜を表示する楽譜表示手段を設け、

該手段に、前記再生手段が楽曲データを再生する場合に、前記指定手段により指定されているトラックの演奏データに基づく楽譜を表示させるようにしたことを特徴とする電子音楽装置。

【請求項3】

請求項1又は2記載の電子音楽装置であって、

鍵盤上の押鍵すべき鍵を表示する鍵表示手段を設け、

該手段に、前記再生手段が楽曲データを再生する場合に、前記指定手段により指定されているトラックの演奏データの再生に合わせて、該演奏データに係るパートを演奏するために押鍵すべき鍵を表示させないようにしたことを特徴とする電子音楽装置。

【請求項4】

複数トラックの演奏データからなる楽曲データを記憶する記憶手段と、

1又は複数のトラックを指定する指定手段と、

前記指定手段により指定されているトラックの試聴の指示を受け付けるための第1の操作子と、

前記指定手段により指定されているトラック以外の再生の指示を受け付けるための第2の操作子と、

前記試聴の指示がなされた場合に、前記楽曲データのうち、前記指定手段により指定されているトラックの演奏データを再生すると共に、その他のトラックの演奏データを、再生しないか又は前記指定されているトラックよりも小さい音量で再生する第1の再生手段と、

前記再生の指示がなされた場合に、前記楽曲データのうち、前記指定手段により指定されていないトラックの演奏データを再生すると共に、前記指定手段により指定されているトラックの演奏データを、再生しないか又は前記指定されていないトラックよりも小さい音量で再生する第2の再生手段とを設け、

前記第1の操作子と前記第2の操作子とを、操作パネル上の近接した位置に設けたことを特徴とする電子音楽装置。

【請求項5】

複数トラックの演奏データからなる楽曲データを記憶する記憶手段を有する電子音楽装置を制御するコンピュータを、

1又は複数のトラックを指定する指定手段と、

ユーザからの、前記指定手段により指定されているトラックの試聴の指示を受け付ける手段と、

前記試聴の指示がなされた場合に、前記楽曲データのうち、前記指定手段により指定されているトラックの演奏データを再生すると共に、その他のトラックの演奏データを、前記指定されているトラックよりも小さい音量で再生する再生手段として機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】電子音楽装置及びプログラム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

この発明は、複数トラックの演奏データからなる楽曲データを再生する機能を有する電子音楽装置及び、コンピュータに電子音楽装置を制御させてこのような機能を実現させるためのプログラムに関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、この発明は、複数トラックの演奏データからなる楽曲データを記憶する記憶手段と、1又は複数のトラックを指定する指定手段と、上記指定手段により指定されているトラックの試聴の指示を受け付けるための第1の操作子と、上記指定手段により指定されているトラック以外の再生の指示を受け付けるための第2の操作子と、上記試聴の指示がな

された場合に、上記楽曲データのうち、上記指定手段により指定されているトラックの演奏データを再生すると共に、その他のトラックの演奏データを、再生しないか又は上記指定されているトラックよりも小さい音量で再生する第1の再生手段と、上記再生の指示がなされた場合に、上記楽曲データのうち、上記指定手段により指定されていないトラックの演奏データを再生すると共に、上記指定手段により指定されているトラックの演奏データを、再生しないか又は上記指定されていないトラックよりも小さい音量で再生する第2の再生手段とを設け、上記第1の操作子と上記第2の操作子とを、操作パネル上の近接した位置に設けた電子音楽装置も提供する。

また、この発明のプログラムは、複数トラックの演奏データからなる楽曲データを記憶する記憶手段を有する電子音楽装置を制御するコンピュータを、1又は複数のトラックを指定する指定手段と、ユーザからの、上記指定手段により指定されているトラックの試聴の指示を受け付ける手段と、上記試聴の指示がなされた場合に、上記楽曲データのうち、上記指定手段により指定されているトラックの演奏データを再生すると共に、その他のトラックの演奏データを、上記指定されているトラックよりも小さい音量で再生する再生手段として機能させるためのプログラムである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

以上のようなこの発明の電子音楽装置によれば、複数トラックの演奏データからなる楽曲データのうち、指定したトラックに係る演奏データに基づく演奏を容易に試聴できるようになることができる。

また、この発明のプログラムによれば、コンピュータに電子音楽装置を制御する機能を実現させ、上記の効果を得ることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

以上の説明から明らかなように、この発明の電子音楽装置又はプログラムによれば、複数トラックの演奏データからなる楽曲データのうち、指定したトラックに係る演奏データに基づく演奏を容易に試聴できるようにすることができる。従って、演奏の練習に適した電子音楽装置を提供することができる。